

質疑応答

平野

個人会員の平野と申します。

今日は先生ありがとうございます。

先生の色々な文章に興味を持って事前に色々読ませていただいて大変衝撃を受けた文章があったのです。

先生の修士論文を読ませていただいて、そこで県立大学の石川准先生の言葉をよく引用されていて、健常者が今日の話の中でも健常者が作った社会の中で我々は当たり前前にいるのだということ改めて気がついたわけですけれども、それを石川先生の言葉を借りて論文に先生が書かれていて、そこを是非皆さんに紹介したいと思いついて読ませていただくのですがよろしいですか？

こんな文章があるのです。

健常者としての正しい生き方が追求される一方で健常者は無傷のまま健常者という立場を屈託なく享受しているのだとしたら何がアイデンティティの政治でしょうか健常者は障害者という他者と本当に出会っていません 健常者が見ているものは健常者が捏造した障害者です。もうちょっと読ませてもらうと健常者に感情移入して共感したり、感動したり激励したり庇護したり憐憫したり知ったかぶりしたりする。健常者にそのような余計なことをする前に自己のあり方を相対し反省することを迫るような面接を紡ぎ出していく事が障害学には求められていると思いますという文章があって、これ僕は作業所学でも全く共通する課題だと思っています。

何が質問したいかと言うと、そういう健常者の作った社会の中で石川先生の言葉を借りて先生が論文で書かれたように立法そのものも健常者が作られた法律の中で僕は福祉サービスを提供している。

それは自立支援法がどんどん進化していく中で、それは現状の中でひょっとしたら僕ら支援者は障害者という他者と本当に出会っているのかどうか僕らが見ている相手は本当に出会えていないのだろうか？健常者が作り上げた障害者と出会っているのではないか？福祉サービスや制度や法律がどんどん整備されればされるほどその辺りにもものすごく矛盾を感じているものなのです。

その辺を先生はどういう風に汲み取っていらっしゃるのか、先生から僕ら福祉サービス事業者、はつきり言うかどうかというように見えているのでしょうか？

そこを率直に聞きたいと思っています。よろしくお願いします。

松波

ありがとうございます。

修士論文を若気の至りで書いたような感じでお恥ずかしいですけど、そうですね、インターネット上で読めるので興味がある方は：

あの福祉サービスの現場も私自身、実際ヘルパーをしています。他にプライベートでやっている重度知的障害の方と家族がいるのです。

その方は一人暮らしをしてヘルパーさんが出入りしている。そこに時々私がご飯を食べに行くという事をしているのですが、その枠にとらわれていると凄くその中で枠に合わなくてしんどい思いをする利用者とと言うか、当事者という人は多いと思うのです。

私が親しくしている人の場合は、毎日通うとか言うのが、どうしてもダメで本人の場合は重度訪問介護を使って一人暮らしをしています。

るといふレアなケースであります。話し合いの結果、作業所は今週1回しか行っていないのです。

他の日は散歩したり、家に誰か来てもらったり、でもその結果本人は「今度、給料日や」とか「給料ももらった」とか嬉しそうにしているのです、それでいいのではないかとこの事で、その事は誰も気にしていない。

そういう事も含めて見ていると、それでも毎日何とか通わせなければという事で通っている方もおられますし、いくら法律を作る時に障害当事者が参加したと言っても実際人間が生きている形とサービス制度とは凄いいギャップがあるという事は、常に考えておかなければと思うのです。

昨今、北海道の「あすなる福祉会」というところで、知的障害のある人がカププルで同居するのだったら、不妊措置をとる事があつたりして、そういう事に対して今の総合支援法とかグループホームについて子育ての支援は想定されていないのであるみたいな話がありましたけれど、でもそれも完全に実際は人間の人生、人間の生活と法律・制度のずれがサービスにはめちやくちやあるという事なのです。

実際には個々に柔軟に対応して、なんとか子育てをしている知的障害の方はいるけれども、まだ少ないのも承知しています。

それも含めて実際の人間の生活、知的障害のある人も様々な欲求を持っており、全然ずるかったり、ずる賢かったり、面白かったり、落ち込んだりっていう一人の人間で、その制度や周りの支援者がこうあつてほしいっていう期待に沿わなくても当たり前なのです。

だからその現状、様々な限界がある中で支援をされて働かれています、そういう人たちもまた身近にいますのでよくわかるのですが、でもそういうギャップがあつて当たり前だから今は仕方がなくてもやはり制度を変える、全然違うものをいつか作るといつもりで考えていたのだと思います。

それはもう30年前、40年前、いかに何もなかったかという事をうつつらでも覚えておられる方はいると思うのです。

本当に重度の脳性麻痺でびっしり介助が必要という人がボランテニアだけで何とか暮らしてきた。そういう人たちもおそらく静岡にいらつしやると思います。

制度がなくても人は生きているから、なんとかして介助者を集めてくるという事で、そこでは色々うまくいかないことや感情のすれ違いはあつたとしても、でも何も無いところから今の法律やサービスを作ってきたという事を思うと、現在の法律が窮屈だったり一人一人の人間の生、生きるという事と合っていないかたりするのは当たり前で、その制度に当てはめるのではなくて、ある程度制度に従うのは仕方がないけれども、それによって本人の自由や本人の可能性を制限しない様に、どうしたら良いのかという、そのとこの個人的なしんどさは職場で共有しながら取り組まれて欲しいなど、そんな様に思います。

何か上手く答えになつたか分かりません。

平野

ありがとうございます。

本当に立法がどんどん明文化されれば、されるほど限定化であつたり矮小化されるといふか、そこに色々な解釈が混ざってくるような、先生のお話にあつたような、その権利条約の総括所見なんかにも書かれていたり、やはり解釈と言うか通訳もちゃんとしなさいという様な、どこからこう書いてあつて、色々な意図が絡みながら、どんな制度とか法律って言葉になつていくと変わっていくというか矮小化されていくような懸念があつたりする。

その中で僕らがきちんと現場を見据えながらやっていけばいいのだということを書いていただけたという事で勇気を頂きました。

高木

高木と申します。どうもありがとうございます。

私、本当古い人間で70年代に大学に行っていて青い芝の会の人とお付き合いましたのです。

その時はもうお前らが差別者だという事で、凄く突きつけられてですね、今から思うとその頃に合理的配慮とか建設的対話とか考えていたのだなと思いついているのです。

それで青芝の会の人ややったことって怒りのすごい表現なのです。それは反発を喰らったけれど多くの人が共感した部分があると思うのです。

それで僕は合理的配慮を提供しないとか差別とか当事者からすると、すごい怒りだと思うのです。

僕も強度行動障害の人達の支援をやっている、その時の事を思い出すのです。

自分たちの理不尽さを彼らは行動で表現しているのだなと、そういう意味では彼らが怒りを感じて私たちに突きつけているのだな、そういう様な関係を感じるのです。

その中でお互い対話をしながら良い塩梅の形をこぎつけていくという様な支援のあり方を考えているのですけれども、その何か今、僕もJDFの政策委員で色々政策委員会の会議に参加しているのですけれども、物凄く紳士的ですよね。国の機関も入って非常に冷静に知識人たちが話をしているという感覚とですね、その現場で差別を受けていて本当に苦しんでいる人達と、ずいぶん乖離しているのかなというイメージを持ちます。

それで差別解消法が出来てきて紛争がたくさん出てきているのです。

その度に解決するようなイメージを持っていたのですけれども、どうも世の中大人しいなという気がします。

怒りと差別に対する当事者たちの怒りの表現についてどのようにお考えかという事をお聞きしたいことが1つと、もう1つは、私は

普段相談支援の仕事をやっている学校に通っているお子さんのお母さん達からやはり学校での差別的な扱いや差別に対して凄く訴えがあるのです。

それで学校を訪問して行くと、やはり合理的な配慮が提供されていない、先生達の配慮がされていないという中で、合理的配慮を相談支援専門員の立場で提案したり話し合ったりするのですけれども、どうも学校の先生達がですね、この学校を理解してくれない。

この前特別支援教育課の課長と話をした時にいったい学校では合理的配慮についてどのような研修をやっているのですか？と言ったら、ほとんどやっていないと、人権についての研修はやるけれども、障害者差別や合理的配慮についての研修会はほとんどやっていない。そうなる今企業でも行政でも合理的配慮は義務付けられて非常にシビアに考えるような時代になっている時に最も求められる学校現場で、それが理解されていないということを非常に歯がゆく思っているのです。

これは本当に先生達の意識を変えるには、どのようにしたらいいのだろうかという事を、そういう意味では勧告の中にも人権モデルに基づいた教育という項があつて、それが本当に強く求められるなと思いますので、一学校とかを超えて国レベル県レベルで教員達の教育というのは必要だなと思つていきます。

その2つについてご意見を頂きたいと思つています。
よろしく願ひします

松波

ありがとうございます。

1つ目は当事者の人の怒りという事ですよね。

私自身様々な障害とある人、当事者と出会って来て、この差別に対する怒りというのは、「それは怒っていいのだ」という様に思える経験が無いと中々怒りついでという感情は持てないことがあると思ふのです。

障害のある人って親が健常者だし周りもそんなものだよって、まあ、まあ、まあという感じで育ってしまうと、仕方がないのかと思っ
ていて、でもちよつと運動をやっているような仲間とか先輩的な人に出
会って怒られたりして初めて自分がされた事は差別だったのだなど聞か
れることが多い様に思うのです。

でもそういう怒りを表現出来る人は、やはり凄く貴重と言うか、話
がずれますね：

まず1つは当事者の人が理不尽な事に対して怒ってもいい「みんな怒
りを肯定しているよ」っていうメッセージが当事者に届くとい
いなと思います。

それから強度行動障害の方の支援とおっしゃったのですが、本当に
そういう方を私は直接介助という形では関わっていませんが、そ
ういう方の事は、周りでも支援者がどうしようどうしようと言っ
ているという場面は身近にあります。

おそらく強度行動障害の方というのは、生まれつき強度行動障害
というのはあるわけではなくて、やはり何か不当な扱いを受けたり
閉じ込められたり、分かってもえなかつたりという事は積み重ね
が過去のトラウマというか、嫌な事を思い出してしまふという事が
行動につながりやすいという事を聞いた事があるので、それが何か
というのはもちろんわからないけれども、その強度行動障害の方の
表現というのから彼はこういう障害だから仕方がないのではなくて、
どれほど、どんな事があつたのだろう。それに対してちよつとでも、
そうではない人として扱う。

支援をどうしたら出来るのかな？という様に周りの人が考え怒り
を受け止める。

彼がされた、おそらく不当な事というものを繰り返さない様に、
どうしたらいいのかという事を考えるきっかけになるのではないかと
思うのです。

強度行動障害があるから、こういう行動をするのだという事で片
付けないで考えるということが大事かなと、そのように思います。

2つ目です。

その学校現場で保護者が色々勉強して学校に話しに行っても全然
先生達がちゃんとやってくれないとか、お子さんがしんどくなつて
とか、そういうのは私も間接的に色々聞いています。

やはり学校でおこなわれている研修というのが全然権利条約とか
社会モデルに基づいていないと思うのです。

合理的配慮というのは障害があつて特別なニーズがある子供にや
つてあげなければいけないという、余裕があれば出来るのだけれど
も先生は忙しいから出来ないのだとか、特別扱いしすぎたら周りか
ら不満が出るとか、そういう様な本来の人権を守る為に当然やる事
だ、何もしなければ本人にとってバリアがある状態だから合理的配
慮をするのは人権を守る為に最低限必要な事なのだという意識では
無いと思うので、そこはしっかりと人権の考えに基づく研修を受け
て欲しいと思うけれども、先生達が障害の種類が違つても身体障害
の人でもいいので実際に当事者と直接関わっているという経験は凄
く少ないと、そう思うのです。

今教員志望の学生の授業を持っていますけれども、本当に障害の
ある子供に何をしてあげるといふ何かをしてあげる対象としてしか
障害者を見ていない、障害のある人から突きつけられる体験を先生
達はしていなくて、ある意味なめられているような気が話を聞いて
いて思うのです。

だから、そこでもちろん学校では恒常的に人が少なく先生が大
変という事があるとしても、そこを保護者と先生とで話し合う時に、
やはり最低限社会モデルの考え方、社会の方に色々不足があつて、
だから障害がある人が制限されているのだ。それを変えていく為に
様々な取り組みがあるのだという事で合理的配慮を理解しないと、
中々障害児だからニーズがあつて余分にやつてあげる事みたいなさ
を先生が感じていたら、それは中々変われないので、ちよつと保護
者と先生が共通理解を持てる様にするにも社会モデル、人権モデル

という考え方を欲してもらおう事が最低限大事なのではないかというように思います。

最近大人しくなつて冷静でというのは、それは確かに分かります。そうせざるを得ない、そういう場が増えてきた事で何か入りにくいなと思う人がいるのも、また事実だと思つたので、高木さんがそう思われる、その感覚は大事にされたらいいのではないかと思ひます

高木

ありがとうございます。

権利つていうのは個人が持っているものなんだけれども、周りが認めて初めて成り立つものなのですよ。

周りがある権利を知らないと、中々権利主張しても通らないという事で差別解消法の啓発、普及というのは、とても大事だと思ひます。

どうもありがとうございます。